

指定感染症追加担保特約

- (1) 当社は、この特約により、この保険契約に疾病死亡保険金支払特約が付帯されている場合には、同特約第2条（保険金を支払う場合）の規定を次のとおり読み替えて適用します。

「

- (1) 当社は、被保険者が疾病によって死亡し、その死亡が下表のいずれかに該当した場合は、この特約および普通約款(*1)の規定に従い、保険証券記載の疾病死亡保険金額の全額を疾病死亡保険金として死亡保険金受取人に支払います。

①	責任期間中に死亡した場合
②	次に掲げる疾病のいずれかを直接の原因として責任期間が終了した日からその日を含めて30日以内に死亡した場合。ただし、責任期間終了後72時間を経過するまでに治療を開始し、かつ、その後も引き続き治療を受けていた場合に限り、 <ul style="list-style-type: none"> ア. 責任期間中に発病した疾病 イ. 責任期間終了後72時間以内に発病した疾病。ただし、その疾病の原因が責任期間中に発生したものに限り、
③	責任期間中に感染した感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条（定義等）に規定する次のいずれかの感染症(*2)を直接の原因として責任期間が終了した日からその日を含めて30日以内に死亡した場合 <ul style="list-style-type: none"> ア. 一類感染症 イ. 二類感染症 ウ. 三類感染症 エ. 四類感染症 オ. 指定感染症(*3)

- (2) 第12条（死亡保険金受取人の変更）(1)または(2)の規定により被保険者の法定相続人が死亡保険金受取人となる場合で、その者が2名以上であるときは、当社は、法定相続分の割合により疾病死亡保険金を死亡保険金受取人に支払います。

- (3) 第12条(9)の死亡保険金受取人が2名以上である場合は、当社は、均等の割合により疾病死亡保険金を死亡保険金受取人に支払います。

- (4) (1)の、疾病の原因の発生時期、発病の時期、発病の認定、治療を開始した時期等は、医師の診断によります。

- (5) (1)の規定にかかわらず、当社は、下表のいずれかに掲げる疾病による死亡に対しては、疾病死亡保険金を支払いません。

①	被保険者が被った傷害に起因する疾病
②	妊娠、出産、早産または流産に起因する疾病

③	歯科疾病
---	------

- (*1) 海外旅行保険普通保険約款をいいます。以下この特約において同様とします。
- (*2) 被保険者が死亡した時点において規定する感染症をいいます。
- (*3) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第7条第1項の規定に基づき一類感染症、二類感染症または三類感染症に適用される規定と同程度の規定を準用することが政令で定められている場合に限ります。

」

(2) 当社は、この特約により、この保険契約に治療・救援費用担保特約が付帯されている場合には、同特約第2条（保険金を支払う場合）の規定を次のとおり読み替えて適用します。

「

- (1) 当社は、被保険者が下表のいずれかに該当したことにより被保険者(*1)が負担した費用に対し、この特約および普通約款(*2)の規定に従い、治療・救援費用保険金を被保険者(*3)に支払います。

①	被保険者が責任期間中に傷害を被り、その直接の結果として、治療(*4)を必要とした場合
②	<p>被保険者が、次に掲げる疾病のいずれかを直接の原因として責任期間終了後72時間を経過するまで(*5)に治療を開始した場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ア. 責任期間中に発病した疾病 イ. 責任期間終了後 72 時間以内に発病した疾病。ただし、その疾病の原因が責任期間中に発生したものに限ります。 ウ. 責任期間中に感染した感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第 6 条（定義等）に規定する次のいずれかの感染症 (*6) <ul style="list-style-type: none"> (ア) 一類感染症 (イ) 二類感染症 (ウ) 三類感染症 (エ) 四類感染症 (オ) 指定感染症 (*7)
③	<p>被保険者が入院した場合で、次のいずれかに該当したとき</p> <ul style="list-style-type: none"> ア. 責任期間中に被った傷害を直接の原因として、継続して3日以上入院(*8)した場合 イ. 責任期間中に発病した疾病(*9)を直接の原因として、継続して3日以上入院(*8)した場合。ただし、責任期間中に治療を開始していた場合に限ります。
④	被保険者が次のいずれかに該当した場合

	<p>ア. 責任期間中に被保険者が搭乗している航空機または船舶が行方不明になった場合</p> <p>イ. 責任期間中に被保険者が搭乗している航空機または船舶が遭難した場合</p> <p>ウ. 責任期間中における急激かつ偶然な外来の事故によって被保険者の生死が確認できない場合</p> <p>エ. 責任期間中における急激かつ偶然な外来の事故によって被保険者が緊急な捜索または救助活動を必要とする状態となったことが警察等の公的機関により確認された場合</p>
⑤	<p>被保険者が死亡した場合で、次のいずれかに該当したとき</p> <p>ア. 責任期間中に被った傷害を直接の原因として、傷害の原因となった事故の発生の日からその日を含めて 180 日以内に死亡した場合</p> <p>イ. 疾病または妊娠、出産、早産もしくは流産を直接の原因として、責任期間中に死亡した場合</p> <p>ウ. 責任期間中に発病した疾病を直接の原因として、責任期間が終了した日からその日を含めて 30 日以内に死亡した場合。ただし、責任期間中に治療を開始し、かつ、その後も引き続き治療を受けていた場合に限りです。</p> <p>エ. 責任期間中に被保険者が自殺行為を行った場合で、その行為の日からその日を含めて 180 日以内に死亡したとき</p>

(2) (1)の、疾病の原因の発生時期、発病の時期、発病の認定、治療を開始した時期等は医師の診断によります。

(3) (1)の表の②の規定にかかわらず、当社は、下表のいずれかに掲げる疾病の治療に必要とした費用に対しては、治療・救援費用保険金を支払いません。

①	妊娠、出産、早産または流産に起因する疾病
②	歯科疾病

(*1) ③から⑤までのいずれかに該当した場合には、被保険者の親族および保険契約者を含みます。

(*2) 海外旅行保険普通保険約款をいいます。以下この特約において同様とします。

(*3) ③から⑤までのいずれかに該当した場合には、その費用の負担者とします。

(*4) 義手および義足の修理を含みます。

(*5) ウに掲げる疾病については責任期間が終了した日からその日を含めて 30 日を経過するまでとします。

(*6) 被保険者が治療を開始した時点において規定する感染症をいいます。

(*7) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 7 条第 1 項の規定に基づき一類感染症、二類感染症または三類感染症に適用される規定と同程度の規定を準用することが政令で定められている場合に限りです。

(*8) 他の病院または診療所に移転した場合には、移転のために必要とした期間は入院中とみなします。ただし、その移転について治療のため医師が必要と認めた場合に限り
ます。

(*9) 妊娠、出産、早産または流産に起因する疾病および歯科疾病を含みません。

」

(3) 当社は、この特約により、この保険契約に疾病治療費用担保特約が付帯されている場合には、同特約第2条（保険金を支払う場合）の規定を次のとおり読み替えて適用します。

「

(1) 当社は、被保険者が下表のいずれかに該当した場合は(2)に掲げる金額を、この特約および普通約款(*1)の規定に従い、疾病治療費用保険金として被保険者に支払います。ただし、治療を開始した日(*2)からその日を含めて 180 日以内に必要とした費用に限り
ます。

①	次に掲げる疾病のいずれかを直接の原因として責任期間終了後 72 時間を経過するまでに治療を開始した場合 ア. 責任期間中に発病した疾病 イ. 責任期間終了後 72 時間以内に発病した疾病。ただし、その疾病の原因が責任期間中に発生したものに限り ます。
②	責任期間中に感染した感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第 6 条（定義等）に規定する次のいずれかの感染症(*3)を直接の原因として責任期間が終了した日からその日を含めて 30 日を経過するまでに治療を開始した場合 ア. 一類感染症 イ. 二類感染症 ウ. 三類感染症 エ. 四類感染症 オ. 指定感染症(*4)

(2) (1)にいう「(2)に掲げる金額」とは、下表に掲げる金額をいいます。ただし、社会通念上妥当な金額であり、かつ、保険事故と同等のその他の事故に対して通常負担する金額相当額とします。また、この保険契約を締結していなければ生じなかった金額を除きます。

①	次に掲げる費用のうち被保険者が治療のため現実に支出した金額 ア. 医師の診察費、処置費および手術費 イ. 医師の処置または処方による薬剤費、治療材料費および医療器具使用料 ウ. X線検査費、諸検査費および手術室費 エ. 職業看護師(*5)費。ただし謝金および礼金は含みません。 オ. 病院または診療所へ入院した場合の入院費 カ. 入院による治療を必要とする場合において、病院もしくは診療所が遠隔地にあ
---	--

	<p>ることまたは病院もしくは診療所のベッドが空いていないこと等やむを得ない事情により、宿泊施設の室内で治療を受けたとき(*6)の宿泊施設の客室料</p> <p>キ.入院による治療は必要としない場合において、治療を受け、医師の指示により宿泊施設で静養するときの宿泊施設の客室料。ただし、被保険者が払戻しを受けた金額または被保険者が負担することを予定していた金額はこの費用の額から控除します。</p> <p>ク.救急措置として被保険者を病院または診療所に移送するための緊急移送費。ただし、貸切航空便による運送を含む不定期航空運送のチャーター料金は、治療上の必要により定期航空運送による移送が困難であると医師が認めた場合に限り費用の範囲に含めます。</p> <p>ケ.入院または通院のための交通費</p> <p>コ.病院もしくは診療所に専門の医師がいないことまたはその病院もしくは診療所での治療が困難なことにより、他の病院または診療所へ移転するための移転費(*7)。ただし、日本国内(*8)の病院または診療所へ移転した場合には、被保険者が払戻しを受けた帰国のための運賃または被保険者が負担することを予定していた帰国のための運賃はこの費用の額から控除します。</p> <p>カ.治療のために必要な通訳雇入費</p> <p>シ.疾病治療費用保険金請求のために必要な医師の診断書の費用</p> <p>ス.法令に基づき公的機関より、病原体に汚染された場所または汚染された疑いがある場所の消毒を命じられた場合の消毒のために必要とした費用</p>
<p>②</p>	<p>被保険者の入院により必要となった次に掲げる費用のうち被保険者が現実に支出した金額。ただし、1疾病(*9)について20万円を限度とします。</p> <p>ア.国際電話料等通信費</p> <p>イ.入院に必要な身の回り品購入費(*10)</p>
<p>③</p>	<p>被保険者が治療を受け、その結果、当初の旅行行程を離脱した場合において、次に掲げるいずれかの費用のうち被保険者が現実に支出した金額。ただし、被保険者が払戻しを受けた金額または被保険者が負担することを予定していた金額については費用の額から控除します。</p> <p>ア.被保険者が当初の旅行行程に復帰するための交通費および宿泊費</p> <p>イ.被保険者が直接帰国するための交通費および宿泊費(*11)</p>
<p>(3)</p>	<p>(1)の、疾病の原因の発生時期、発病の時期、発病の認定、治療を開始した時期等は、医師の診断によります。</p>
<p>(4)</p>	<p>(1)の規定にかかわらず、当会社は、下表のいずれかに掲げる疾病の治療に必要とした費用に対しては、疾病治療費用保険金を支払いません。</p>
<p>①</p>	<p>被保険者が被った傷害に起因する疾病</p>
<p>②</p>	<p>妊娠、出産、早産または流産に起因する疾病</p>

③	歯科疾病
---	------

(5) (1)の疾病治療費用保険金の支払は、1疾病(*9)について疾病治療費用保険金額をもって限度とします。

(6) 他の保険契約等(*12)がある場合において、支払責任額の合計額が(1)の費用の額を超えるときは、当社は、下表に掲げる額を疾病治療費用保険金として支払います。

①	他の保険契約等(*12)から保険金または共済金が支払われていない場合	この保険契約の支払責任額
②	他の保険契約等(*12)から保険金または共済金が支払われた場合	(1)の費用の額から、他の保険契約等(*12)から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

(7) (1)の規定にかかわらず、被保険者が当社と提携する機関から(2)の表の①または③に掲げる費用の請求を受けた場合において、被保険者がその機関への疾病治療費用保険金の支払を当社に求めたときは、当社は、被保険者がその費用を支出したものとみなして(1)から(6)までの規定により算出した疾病治療費用保険金をその機関に支払います。

(8) (2)の規定にかかわらず、被保険者が(1)の表のいずれかに該当し、その直接の結果として、日本国外においてカイロプラクティック (Chiropractic)、鍼 (Acupuncture) または灸 (Moxa cautery) の施術者(*13)による治療を必要としたことにより、被保険者がその施術のため現実に支出した(2)の金額については、疾病治療費用保険金を支払いません。

(*1) 海外旅行保険普通保険約款をいいます。

(*2) 合併症および続発症の場合はその原因となった疾病の治療を開始した日をいいます。

(*3) 被保険者が治療を開始した時点において規定する感染症をいいます。

(*4) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第7条第1項の規定に基づき一類感染症、二類感染症または三類感染症に適用される規定と同程度の規定を準用することが政令で定められている場合に限ります。

(*5) 日本国外において被保険者の治療に際し、医師が付添を必要と認めた場合の職務として付添いを行う者を含みます。

(*6) 医師の指示により宿泊施設で静養する場合を含みます。

(*7) 治療のため医師または職業看護師が付添うことを必要とする場合には、その費用を含みます。ただし、貸切航空便による運送を含む不定期航空運送のチャーター料金は、治療上の必要により定期航空運送による移送が困難であると医師が認めた場合に限り費用の範囲に含めます。

(*8) 被保険者が日本国外に居住している場合には、その居住地をいいます。

(*9) 合併症および続発症を含みます。

- （*10） 5万円を限度とします。
- （*11） 日本国外に居住している被保険者が、その居住地の属する国へ直接帰国するための交通費および宿泊費を含みます。
- （*12） （1）の費用に対して保険金または共済金を支払うべき他の保険契約または共済契約をいいます。
- （*13） 治療を必要とした地の法令に定められた資格を持つ者または法令により治療を行うことを許された者をいいます。

」